

# プラスチック製容器包装類 (週1回 曜日)

2ページで曜日確認

容器包装とは、商品や食料品の中身を出したり、食べたりして不要になった容器、またはそれを包んでいた包装材をいいます。

## 対象になるもの

プラスチック製容器包装のマーク (  ) がある品目が対象になります。

### ●ペットボトル ( マークがあるもの)

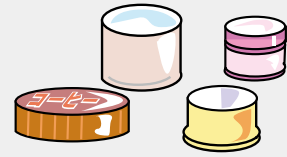


★キャップがついたままだとリサイクルをする際に支障があります。

- ①キャップとラベルは、はずして一緒に指定袋へ (金属製のキャップは燃やさないごみへ)
- ②中を軽くすすぐ
- ③軽くつぶす

### ●キャップ類

インスタントコーヒーやペットボトルなどのプラスチック製キャップ



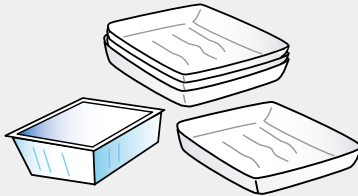
### ●ボトル類

シャンプー・洗剤・ソース・乳酸菌飲料などのボトル



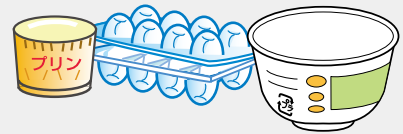
### ●トレイ類

生鮮食料品・惣菜などのトレイ



### ●カップ類

プリン・卵パック・カップめんなどの容器



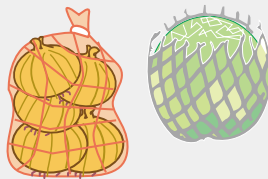
### ●チューブ類

マヨネーズの容器・歯磨き粉やわさびなどのチューブ



### ●ネット類

野菜や果物が入っていたネット (発泡スチロール製ネットを含む)



### ●ポリ袋・ラップ類

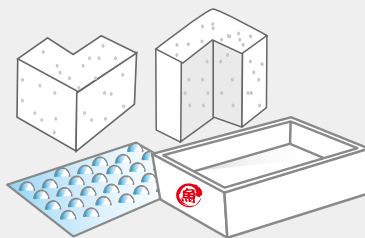
レジ袋・お菓子の袋・食品や惣菜などを包むラップ



☆値札やバーコードのシールをはがす必要はありません。  
☆生ごみを入れる小袋としてレジ袋を使用した場合は、排出時に燃やすごみ用の指定袋に入れて出してください。

### ●発泡スチロールなどの緩衝材類

家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材など



☆袋に入らない大きさのものは小さくして袋に入れてください。

## 出すときのルール

- 中身を残さないで、中を軽くすすいでください。
- チューブ類などの中がすすげないものは、使い切ってください。
- 「プラスチック製容器包装用」の指定袋に直接入れてください。

### プラスチック製容器包装用

(Plastic Container and Wrapping)



## お願い

- 風が強い日は、袋が飛ばないようにご注意ください。
- ペットボトル等に刃物や注射針等を入れて出さないでください。

対象外のもの

プラスチック製商品**そのもの**で「燃やすごみ」扱いのもの(主な例)

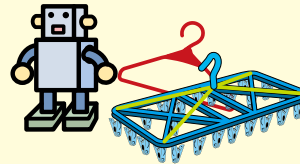
× CD・DVD  
(ケースを含む)



× 長靴・ビニール  
ホース・ゴム手袋



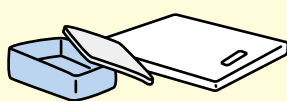
× おもちゃ(プラ製)  
ハンガー(プラ製)



× 洗面器・歯ブラシ  
スポンジ



× まな板(プラ製)  
タッパー(保存容器)



× 植木鉢(プラ製)



※在宅医療廃棄物のチューブやバッグ類は、プラマークが付いていても「燃やすごみ」として出してください。  
25ページをご覧ください。

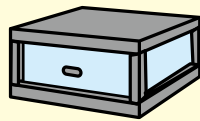
燃やすごみへ  
4ページ参照

プラスチック製商品**そのもの**で「大型ごみ」扱いの主なもの

× 灯油ポリタンク  
(18リットル以上)



× 衣装ケース



× プランター



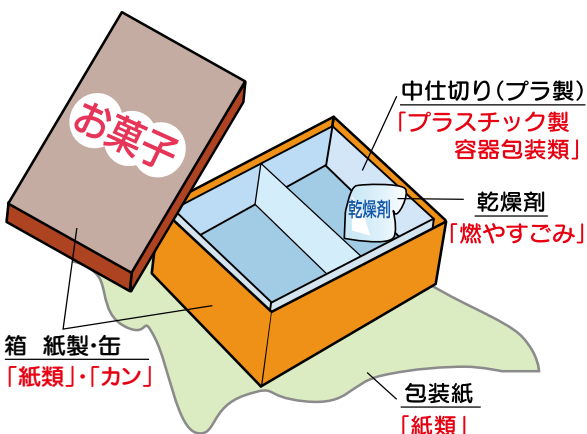
大型ごみへ  
13ページ参照

プラスチック製  
容器包装類

《容器包装類の分け方参考例》

同じ容器や包装のものでも、素材により分別区分が異なる場合がありますので、  
ご注意ください。

菓子箱



電化製品などを購入した箱の場合

